

自治基本条例推進委員会
住民投票制度 これまでの議論のまとめ

住民投票条例

市長や議会が決定する範囲内で住民が自らの意思を表明する
住民投票の結果を尊重して、市長や議会が決定する
⇒間接民主制を補完するもの

米原市自治基本条例
第 17 条 住民は、米原市における重要な課題について住民発意による市民投票によりその総意を明確にすることができる。
2 市は、市民投票に関する制度を整備するものとし、投票権の範囲、市民投票における情報の取り扱い、投票方法および投票の成立要件等市民投票の実施に関し必要な事項は、別に定める
3 市長は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

まちづくり基本条例をつくる会の見解

- ・「市民投票」は市民参加、参画の手段の一つとして、また市民の権利として必要
- ・「個別設置型」が望ましいとするが、時代の変化によって必要であれば、市民の議論が必要

◆方向性を考える上でのポイント

1 「個別設置型」か「常設置型」か

「個別設置型」…自治法で規定。すべての自治体がこの方法で住民投票ができる。

有権者の1/50 の連署による条例制定の直接請求。

議会による審議が必要。可決されれば条例が制定。住民投票へ。

「常設置型」…自治体があらかじめ「住民投票条例」を設置。 **これをやるかどうか？**

投票資格者の1/●以上の連署による投票実施の請求ができる。

投票資格者も自治体が条例で規定できる

個別設置型	常設置型
<ul style="list-style-type: none">・柔軟性（年齢要件や、国籍要件）・緊急性が低い （住民投票までに時間がかかる。住民投票できない場合もある。）	<ul style="list-style-type: none">・設置の必要性はあるのか・緊急性が高い （国の施策に意見する必要がある場合等）・安易に住民投票が行われかねない
<ul style="list-style-type: none">* 市民の意見交換がしっかりされた上で「住民投票」しなくてはならない* 常設型でも議論の機会を持ち、最終段階での「住民投票」であることを規定すればどうか* 今は差し迫った問題は無いが、条例設置が市民参加の意識を高めることになる。	

※今後の議論を進めるためにも、「常設置型」の場合と仮定する。

2 だれが投票できるのか

「選挙権ではない」

自治体の条例に基づく「住民投票」は、自治体が認めた「投票資格者」である

…決定権が無い

*「投票資格者」…自治体が独自でその範囲を決めることができる

★「投票資格者」としての年齢要件

【他自治体の例】

20 歳…あくまで間接民主制を補完する制度であり、二元代表制を前提とした枠組みの中で実施すべきなど

18 歳…将来にわたる重要な問題であり住民から未成年を省く理由は無く若い世代の意見も必要など

16 歳…義務教育が終了、女性は婚姻もできる年齢など

意見

- 市の重要な問題なので、将来のことも考えて、住民として未成年にも投票してほしい
- 重要な問題なので、成人(20歳)でよいと思う
- 18歳か16歳か。判断や意思表示という観点から。(高校生か、高校卒業後か)
- 「自分で判断できるか」は何歳になればできるという問題ではない。
- 若い世代には、自分の意見を意思表示できることで、まちの一員であるという責任と自覚が生まれる。

★「投票資格者」としての国籍要件

【他自治体の例】

外国人を含まない…あくまで間接民主制を補完する制度であり二元代表制を前提とした枠組みの中で実施すべきなど

外国人を含む…住民にとって重要な問題であり住民から外国人を省く理由は無いなど

*外国人の範囲：永住者、特別永住者、日本に引き続き3年以上居住している など

意見

- 多数の外国人による意見が結果を大きく左右することもあるのではないかと。
- 外国人といっても様々である。税金も払い、地域の一員として暮らしている以上「住民投票」から外国人というだけで、意見が表明できないという理由は無いのでは。
- 言葉や習慣の問題で判断が難しい人もいるのではないかと。住民投票までの情報や議論が理解できるくらいの居住期間などの一定条件を設けてはどうか。

3 どのような時に住民投票するのか

「重要事項」「重要な課題」とはどのようなことか

- 住民の福祉に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要事項として、住民に直接その賛否を問う必要がある。
- 市および住民全体に利害関係を有する。
- 住民の間又は住民、市議会若しくは市長の間に重大な意見の相違がある。
- 住民の間または住民、議会もしくは市長の間で、事項についての議論が熟し、議論としての最終段階である。

「除外事項」とはどのようなことか

- 市の機関の権限に属さない事項(市の意思を明確に表示すべき事項を除く。)
- 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- 専ら特定の市民または地域に関係する事項
- 市の組織、人事又は財務の事務に関する事項
- 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項
- 特定の個人または団体の権利等を不当に侵害するおそれのある事項

意見
<ul style="list-style-type: none">•住民参加で課題の解決を目指し、住民投票をしなくても済むほうが良い。最終手段。•住民投票に至るまでに、多くの市民と情報を共有し、まちづくりへの参加、協働を働きかけ、解決できるか、ということが重要でありプロセスが重要である。•市の権限は無いが、市の意思を明確に表示すべき事項は、対象とすべきではないか。

4 これまでの結論

★「常設置型」とすることを仮定して、要件を検討していく。

★年齢要件は18歳以上とする。

★国籍要件は、外国人を含む方向で、その範囲を今後の議論の中で検討していく。

★まちを2分するような問題が起こった時、例のような事項を重要事項とするが、市の権限は無いが、市の意思を明確に表示すべき事項は、対象とすべきではないか。

★住民投票は最終手段。多くの市民の情報共有と議論、住民参加と協働による解決ができるかどうか。住民投票までのプロセスが重要である。